

令和 8 年度自主防犯活動活性化事業業務委託企画提案競技実施要領
(次世代防犯活動活性化事業)

1 目的

令和 8 年度自主防犯活動活性化事業の受託候補者を決定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「令和 8 年度自主防犯活動活性化事業」委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 委託団体数

1 団体

4 契約上限額

1 団体当たり 1 5 万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

但し、委託業務の円滑な運営が困難と認められる場合は、概算払とする。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

5 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 3 1 日（日）まで

6 参加資格要件

- (1) 県内の自主防犯団体及び地域の団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とした団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 企画提案競技への参加申込書を、「10 企画提案競技の方法（1）参加申込み」に示す期限までに提出した者

7 応募条件

- (1) 宮崎県内で実施されること。
- (2) 令和9年1月31日（日）までに事業が終了すること。
- (3) 活動を実施する者は、ボランティア保険に加入している又は事業の中で加入すること。
- (4) 市町村の地域安全担当課等と協力体制が構築できること。
- (5) 事業について、国・県・市町村など他の補助金等の交付を受けていないこと。

※ 他の補助金等の交付を受けている事業に本事業を上乗せして応募する場合には、応募条件を満たないことがある。

(例) ①応募条件を満たさない場合

青パトの燃料費の補助を受けており、本事業でも燃料費を含めて応募する場合

②応募条件を満たす場合

青パトの燃料費の補助を受けており、本事業でベスト等のパトロール資材を購入する内容で応募する場合

- (6) 事業実施後に県の求めに応じて、県が主催する事業報告会に参加し、活動事例を報告すること。（報告会の出席に係る旅費等は自己負担）

8 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

9 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年10月6日（火） |
| (2) 企画提案書の提出締切 | 令和8年10月16日（金）午後5時 |
| (3) 審査結果の通知 | 令和8年10月下旬 |

10 企画提案競技の方法

- (1) 企画提案書の提出

- ① 企画提案の内容

学生ボランティア団体が直接実施する、又は自主防犯団体等が学生ボランティア団体として連携して実施する防犯活動

- ② 提出書類

参加申込書（様式1）に必要事項を記載し、次の書類を添付の上、提出してください。

ア 自主防犯活動活性化事業企画提案書（様式2）～5部

イ 見積書（様式3）～5部

ウ 誓約書（様式4）～1部

エ 団体等の役員名簿（様式自由）

※ 名簿には「氏名」、「読み仮名」、「生年月日(元号)」、「性別」を記載

③ 提出先 下記「13 問合せ・提出先」を参照

④ 提出期限 令和8年10月16日(金)午後5時(※必着)

⑤ 提出方法 持参又は郵送

(2) 企画提案競技の審査について

書類審査による企画提案競技方式とし、次の審査項目の順位点の合計得点が最低基準点を超えた者の中から、合計得点が最も高かった応募者を受託者として決定する。

(審査項目)

以下の各項目について評価を行う。

① 企画内容

これまで地域で実施されていない新しい防犯活動であり、事業の目的に沿った犯罪防止の効果が期待できるか。

② 活動の波及性

活動内容に継続性があり、他地域にも波及が期待できるか。

③ 事業遂行体制

活動や実績報告など、事業実施に十分に対応できる体制になっているか。

④ 委託料提案額の妥当性

経費の積算は適当か。

(3) 審査の通知

令和8年10月下旬に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(4) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

② 提案書を期限までに提出しないとき。

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき。

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(5) (5)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

11 契約の方法

採択された者と県は、別途内容を協議の上、契約を締結する。(採択については、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。採択された者と県は、企画提案の内容に基づき、その事業内容の詳細や業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、随意契約の手続きを行う。)

12 その他

- (1) 事業終了後は、事業の実施結果やその成果等を記載した実施結果報告書を作成し、県に提出することとする。

また、活動成果を他地域への波及を図るため、実施結果報告書を基に、報告会を開催する。県の求めに応じて、この報告会に参加し、活動事例の報告等をお願いする。

(報告会の出席に係る旅費等は自己負担)

- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

13 問合せ・提出先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課消費・安全担当 細川
- (3) 連絡先 TEL 0985-26-7054
FAX 0985-20-2221
E-mail seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp